

広報

みさと号外

第 13 報 平成 29 年 4 月 13 日発行

あれからもう 1 年…
復興に向け
がまだせ美里町！

このたび、広報みさと号外第 13 報を作成しました。
今回は、被災宅地・農地の災害復旧等についてのお知らせをします。ぜひご一読ください。

被災宅地の復旧支援事業（熊本地震復興基金）について

- ①対象者（申請者）

平成 2 8 年熊本地震発生時に住宅の用に供された土地の所有者等（管理者または占有者は、所有者の承諾を得たもの）
- ②対象宅地（用途）

◎戸建住宅 ◎アパート等（賃貸・分譲）
◎店舗（事務所）併用住宅（住宅の用に供する部分）
◎個人所有の住宅と一体的に利用している倉庫・納屋

【対象外の用途】
◎住宅となる家屋がない倉庫・納屋 ◎工場
◎事業用倉庫 ◎社宅
◎店舗、事務所（併用住宅の店舗（事務所）の用に供する部分）等
- ③対象工事

(1) のり面の復旧工事
(2) 擁壁の復旧工事
（旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事）
(3) 地盤の復旧工事
（陥没への対応工事）
(4) 地盤改良工事
（住宅建屋下の工事）
※住宅および住宅に付属する用途に供する建築物
(5) 住宅基礎の傾斜修復工事
（住宅建屋の基礎の沈下または傾斜を修復する工事）
※熊本地震により被災した復旧工事であって、既に工事が完了しているものも含む。
※補助金の交付申請から 1 年以内に完了するもの。

擁壁の復旧

地盤の復旧

旧擁壁の撤去

住宅の基礎の補正
（ジャッキアップ等）
- ④支援額

対象工事の工事費から 50 万円を控除した額に、3 分の 2 を乗じた額。
- 【補助額】＝（【対象工事費】－ 50 万円）× 2/3
- 対象工事の上限額は 1,000 万円
（※補助額上限：633 万 3 千円）
※アパート等の敷地は、1 つの宅地とみなします。
※対象工事費には、調査及び設計費を含みます。
- | 工事費 | 50 万円 | 100 万円 | 200 万円 | 500 万円 | 800 万円 | 1,000 万円 |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 個人負担額 | 50 万円 | 67 万円 | 100 万円 | 200 万円 | 300 万円 | 367 万円 |
| 支援額 | 0 万円 | 33 万円 | 100 万円 | 300 万円 | 500 万円 | 633 万円 |
- ## 宅地耐震化推進事業について
- ①対象工事

避難路等の公共施設等に被害のおそれがある擁壁の復旧工事等
- 【要件】

以下の①～⑤の要件をすべて満たす工事
①まだ工事をしていない。
②盛土（擁壁、斜面）の高さが 2 m 以上ある。
③盛土（擁壁、斜面）の上に家屋が 2 戸以上ある。
④盛土（擁壁、斜面）の前に避難路（道路）、河川がある。
⑤擁壁が壊れている（ひび割れや目地詰めなどの補修工事ではない。）
-
- 【注意点】

・本事業にて工事を行った擁壁等の構造物は、施設が存続する期間、原則として撤去や変更することができません。（転売時も）
・本事業で工事を行った擁壁等の構造物は、宅地所有者にて日常の維持管理をして下さい。
また、擁壁が再度被災しても町による復旧は行いません。
・この事業は公共事業に当たるため、定められた工法になります。（自由な工法はできません。）
- ②工事費用

公共工事として行うため、対象となる工事に係る自己負担はありません。
- 補足

支障物件の移転（工事の影響範囲にある、カーポート等の工作物や立竹木、階段等の移転）は、対象工事に含まれません。原則として、宅地所有者の負担にて移転してください。
- 2 つの事業について
説明会を開催します！

◎平成 2 9 年 4 月 2 7 日（木）（砥用庁舎：会議棟）午後 8 時～
◎平成 2 9 年 5 月 1 日（月）（中央庁舎：大会議室）午後 8 時～
※準備の都合上、説明会に参加される場合は、下記問合先までご連絡下さい。
- ◎申請窓口・問合先

【中央庁舎】総務課 ☎ 4 6－2 1 1 1 （代表）
被災者支援相談窓口
【砥用庁舎】建設課 ☎ 4 7－1 1 1 3 （直通）
被災者支援相談窓口
※土・日祝日を除く 9：00～17：00
-
- 裏面もご覧ください



ご自宅の地震に対する安全性を確認しましょう！

熊本県では、被災された方々の痛みを最小化するなど、「復旧・復興の３原則」に基づき、熊本地震からの復旧復興に取り組んでいきます。今回、今後の大地震に備え、県民の皆様が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、戸建て木造住宅の耐震診断を始めました。

熊本県内全域（熊本市を除く）において、木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士を耐震診断士としてご自宅に派遣し、目視及び図面等で診断する一般診断法により住宅の地震に対する強さを診断します。

※平成 28 年 4 月 14 日以降に、補助を受けず、ご自身で耐震診断を実施されている場合は、遡って補助ができる場合があります。詳しくは熊本県建築課にお問い合わせください。

①対象住宅

次の全てに該当するもの

- (1) 熊本県内にあるもの（熊本市を除く）
- (2) 戸建木造住宅
- (3) 現に住宅所有者が住んでいるもの
- (4) 在来軸組工法、桢組壁工法（ツバ・イロー工法）又は伝統的工法によって建築されたもの
- (5) 地上階数が 3 階以下のもの
- (6) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は平成 28 年熊本地震で罹災したことが確認できるもの
- (7) 建築基準法にかかる違反がないもの
- (8) 他の補助制度等による補助金の交付を受けて耐震診断を行っていないもの

②派遣対象者

原則として住宅所有者

③診断費用

住宅の図面がある場合 **5,500 円**
→派遣に要する費用 60,000 円のうち 54,500 円を県が負担します。

住宅の図面がない場合 **19,000 円**
→派遣に要する費用 87,000 円のうち 68,000 円を県が負担します。

④申込方法

申込書にご記入いただき、下記申込先に持参または郵送でお申し込みください。

※申込書は申込先 HP、県 HP、各市町村（熊本市を除く）、広域本部景観建築課で配布しています。

⑤申込・問合せ先

〒 862-0950 熊本市中央区水前寺 6-32-1
一般財団法人 熊本県建築住宅センター ☎ 096-385-0771 HP <http://www.bhckuma.or.jp>

◇耐震診断の結果、ご自宅の地震に対する強さが不十分であった場合は…

住宅の耐震化を検討しましょう！

	耐震改修		建替え工事	耐震シェルター工事
	耐震改修設計	耐震改修工事		
①補助対象者	原則として住宅の所有者			
②補助対象経費	耐震改修計画の策定に要する費用	耐震改修工事に要する費用	建替え工事に要する費用	耐震シェルター工事に要する費用
③補助率	3 分の 2 以内	2 分の 1 以内	23% 以内	2 分の 1 以内
④補助金の額	②×③又は 20 万円のいずれか低い方の額	②×③又は 60 万円のいずれか低い方の額 町からの上乗せ補助有	②×③又は 60 万円のいずれか低い方の額	②×③又は 20 万円のいずれか低い方の額 町からの上乗せ補助有
⑤その他の要件	・ 町内に存在する戸建て木造住宅で現に住宅所有者が居住しているもの ・ 在来軸組工法、桢組壁工法又は伝統的工法によって建築された地上階数 3 階以下の戸建て木造住宅 ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工 ・ 平成 28 年熊本地震で罹災したことを確認できるもの ・ その他にも要件あり			

◇申込・問合せ先 建設課管理係 ☎ 4 7 - 1 1 1 3（直通）



農地等の災害復旧にともなう土地改良事業補助金申請はお済ですか？

平成 28 年に発生した地震・豪雨による農地や農業用施設の自力復旧に対する美里町土地改良事業

補助金申請の申込み締切日を 平成 29 年 **4 月 28 日（金）** までといたします。

【注意点】

・対象となる事業内容

平成 28 年に発生した熊本地震及び梅雨前線豪雨により被災された農地や農業用施設の復旧。

・対象とならない事業内容

農道舗装・改良や田開きなど。

↑上記の内容は今回の補助金申請の対象にはなりませんのでご注意ください。



◇問合せ先

経済課耕地係 ☎ 46-2114（直通）



家屋の解体申請はお早めに！受付は 5 月 31 日（水）まで

熊本地震により被害がある家屋等の解体撤去申請の受付を 5 月 31 日（水）で終了します。

解体撤去を希望される方は、お早めの申請をお願いします。

◇申請時に必要な書類

- ・本人確認書類（運転免許証等の写し）
- ・り災証明書または、り災届出証明書の写し
- ・共有物件の場合は、全員の同意書・印鑑証明書
- ・未相続の場合は、法定相続人の同意書・印鑑証明書
- ・抵当権が設定されている場合は、関係権利者の同意書

◇問合せ先 水道衛生課衛生下水道係 ☎ 4 7 - 1 1 1 4（直通）

